

様式 4

<p style="text-align: center;">令和 2 年度第 2 回</p> <p style="text-align: center;">富士見市介護保険事業推進委員会</p> <p style="text-align: center;">議事録</p>						
日 時	令和 2 年 7 月 3 0 日 (木)		開会	午後 1 時 3 0 分		
			閉会	午後 3 時 0 0 分		
場 所	市民総合体育館 3 階 多目的室 1.2					
出 席 者	委 員	奥村会長	日鼻副会長	鳥羽委員	渋谷委員	武長委員
		○	○	○	○	欠
		谷澤委員	前田委員	熊木委員	古内委員	小寺委員
		○	○	○	○	○
		佐々木委員	井山委員			
		○	○			
	事 務 局	健康福祉部 鈴木部長 高齢者福祉課 宮嶋課長、長谷部副課長、新山副課長、 飯塚係長、神谷係長、内田主査、鶴田主任 健康増進センター 望月所長、平係長				
公 開 ・ 非 公 開	公開 (傍聴者なし)					
議 題	(1) 介護サービス事業所の開廃について (2) 第 8 期高齢者保健福祉計画策定に向けた現状分析について ① 一般介護予防事業等の進行管理 (進捗状況) について ② 総合事業 (介護予防・生活支援サービス事業) について ③ 介護施設の整備状況について ④ 初任者研修・入門研修について ⑤ 介護保険料について ⑥ 介護給付費適正化・業務の効率化について (3) 第 7 期計画の「取組と目標」に対する自己評価について (4) 令和 2 年度地域密着型サービス事業者等指導・監査実施方針について					

議 事 内 容

1 開会

- ・委員長より開会のあいさつ

2 議事

- (1) 介護サービス事業所の開廃について
- ・事務局より資料1に沿って説明。

質疑なし

- (2) 第8期高齢者保健福祉計画策定に向けた現状分析について

- ① 一般介護予防事業等の進行管理（進捗状況）について
- ・事務局より資料2、2-2に沿って説明。

<質 疑>

委 員：新型コロナウイルスの影響により、一般介護予防事業の事業展開が今年度できていない状況だと思う。資料の第8期目標値が空欄になっている事業がいくつかあるが、事業にどう影響しているのか、一般介護予防事業は今後どう展開していく予定なのか、聞きたい。

事務局：一般介護予防事業の介護予防教室等は、今までは大勢の人が集まって集団で開催していましたが、現在は教室の参加人数を制限し密を避けながら時間も短縮して開催しています。コロナ禍の中での開催の難しさを感じています。教室に参加できずにいる心配な方については、職員による個別の訪問をするなど様子をみながら支援していきたいと考えています。今後は、ウォーキング教室など屋外でできる介護予防教室を中心に事業展開するなども検討しており、身体状態に合わせたノルディックウォーキングの仕方もありますので、虚弱な高齢者でも参加しやすい取組みを進めていきたいと考えています。また、新型コロナウイルスによる自粛生活が長引くと、高齢者の方々の心身機能の低下が心配されますので、継続してフレイル予防に努めていただくことを広く周知しながら、様々な手法で啓発をより強化していくことが今後必要であると考えています。

委 員：ぜひ介護予防の取組みは、今後も継続して工夫してやっていっていただきたい。

- ② 総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）について
- ・事務局より資料3-1、3-2に沿って説明。

質疑なし

③ 介護施設の整備状況について

・事務局より資料4に沿って説明。

<質 疑>

委 員：介護医療院は市内にあるのか。

事務局：富士見市内には介護医療院はありません。近隣市町にも今のところありません。県より介護医療院の開設の情報が入りましたらお知らせします。

委 員：施設サービスの介護老人福祉施設（特養）に市内の方が入所している割合はどのくらいか。また、地域密着型サービスのうち、夜間対応型訪問介護などのサービスを提供できる事業所が富士見市内にはないようだが、整備する予定は今後あるのか。

事務局：介護老人福祉施設（特養）の入所割合ですが、定員が29人以下の地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特養）については市内在住の方しか入所できませんので100%ですが、介護老人福祉施設（広域型特養）については、50%位だったと思います。手持ち資料がありませんので、次回以降、詳細をお示しいたします。また、地域密着型サービスのうち、今のところ富士見市にないサービス類型は、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護ですが、今後サービスを行いたいという事業所等の相談がありましたら、整備に向けて調整していきたいと考えています。今のところは他のサービス類型を組み合わせることにより必要な方にはサービス提供ができており対応しています。

④ 初任者研修・入門研修について

・事務局より資料5に沿って説明。

質疑なし

⑤ 介護保険料について

・事務局より資料6-1、6-2、6-3に沿って説明。

<質 疑>

委 員：国の調整交付金の交付割合は5%となっているが、富士見市の第7期の見込みは約2.8%であるとのことであった。交付割合が下回っている理由は、第1号被保険者が多いからなのか、それとも所得が高い人が多いからなのか、何が影響しているのか教えてほしい。

事務局：第1号被保険者に占める後期高齢者の割合や高齢者の所得段階別被保険者割合の全国平均との格差が影響しますので、当市は被保険者における後期高齢者の割合が全国平均よりも低く、所得段階別の人数割合が全国平均よりも高いため、交付割合が5%を下回っています。埼玉県内の多くの自治体は全国よりも高齢者の年齢層が若い方も多い点も影響しています。後期高齢者比率や所得水準が全国平均である自治体は5%に近い交付割合になっています。

委員：調整交付金が下回った場合は、第1号被保険者の保険料から負担することになるのか。

事務局：結果的に調整交付金の減額分は第1号被保険者の保険料から賄うこととなります。第8期計画策定の際も、当市の調整交付金の交付割合を推計したうえで保険料を算出していかなければなりません。

委員：第8期の保険料は、今後また議論してから決定するのか。

事務局：保険料基準額の算定は、第8期計画期間中の3年間の給付費や事業費の見込額、被保険者数の推計値等を基に算出していきます。公費負担分である国、県、市の負担割合や第1号被保険者、第2号被保険者の保険料負担割合は法定で決まっておりますので、給付費等の見込額が決まりますと、保険料基準額は自動的に決まってしまう。このため、本委員会では、保険料について議論するというよりは、「施設整備について」や「新たなサービスの創設について」など、給付費に関する議論をお願いしたいと存じます。

⑥ 介護給付費適正化・業務の効率化について

- ・事務局より資料7に沿って説明。

質疑なし

(3) 第7期計画の「取組と目標」に対する自己評価について

- ・事務局より資料8に沿って説明。

質疑なし

(4) 令和2年度地域密着型サービス事業者等指導・監査実施方針について

- ・事務局より資料9に沿って説明。

質疑なし

(5) その他

なし

3 閉会

- ・副委員長より閉会のあいさつ